

防火対象物定期点検報告制度について

(セイフティマークを掲げることができる防火対象物は？との質問が協会に寄せられました。)

詳しくは、一般財団法人日本消防設備安全センター違反是正支援センターのホームページを参照ください。 <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/owner/index02.html>

●点検報告を必要とする防火対象物

点検及び報告を要する防火対象物は、消防法第8条第1項に掲げる防火対象物のうち特定防火対象物(政令別表第1の1項～4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ及び16の2項)であって、次の表に掲げるものになります。

※防火対象物定期点検報告が義務となる防火対象物の全ての管理権原者(テナント含む)は、点検報告が義務となります。

防火対象物全体の収容人員	30人未満 ^{※1}	30人以上 300人未満 ^{※2}	300人以上
点検報告義務の有無	点検報告の義務はありません。	次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1 特定用途が3階以上の階又は地階に存するもの 2 階段が1つのもの(ただし、屋外に設けられた階段等であれば免除されます。)	すべて点検報告の義務があります。

※1 (6)項口の用途が存するものは10人未満

※2 (6)項口の用途が存するものは10人以上 300人未満

詳しくは、一般財団法人日本消防設備安全センター違反是正支援センターのホームページを参照ください。 <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/owner/index02.html>